

令和5年5月8日

保護者等の皆様へ

愛知県立西春高等学校長 鈴木 達也

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

保護者等の皆様には、日頃より本校の教育活動に御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することに伴い、以下のように対応させていただきますので、御理解・御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準について

現在、出席停止の期間の基準については「治癒するまで」としてありますが、第二種の感染症に位置付けることに伴い、出席停止の期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とします。

2 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。しかし、マスクの着用を強要することはありません。
- 出席停止の期間を短縮することは、原則ありません。
- 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とはなりません。

3 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合

- 上記の場合は、自宅で休養することが重要ですので、無理して登校する必要はありません。ただし、上記の症状等を理由とする欠席は、通常の欠席として扱います。
- 後日、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、遡って出席停止として扱います。
- 同居家族に高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの事情がある場合は、担任まで御相談ください。

連絡先 0568-23-6166（愛知県立西春高等学校）